

一般乗合旅客自動車運送事業者等及び地域銀行に係る 私的独占禁止法の適用除外について

令和元年10月

内閣官房日本経済再生総合事務局

一般乗合旅客自動車運送事業者等及び地域銀行に係る私的独占禁止法の適用除外について

目的

この法律は、一般乗合旅客自動車運送事業者等及び地域銀行（地域基盤企業）のサービスの重要性に鑑み、**独禁法の特例について定め**、合併等又は共同経営による経営力の強化、生産性の向上等を通じて、**地域基盤企業が提供するサービスを将来にわたって維持することにより、一般消費者の利益を確保**するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

構成

- 1. 総則** - **特例法案の目的**（上記）、特例法案の対象となる**地域基盤企業（乗合バス・地銀）の定義**等を規定
- 2. 合併等の認可等**
 - 主務大臣の認可を受けて行う**地域基盤企業（乗合バス・地銀）の合併等には独禁法を適用しない**旨規定
 - 申請者による**基盤的サービス維持計画**の提出、主務大臣の**認可基準、公取委との協議**について規定
 - 主務大臣による**事後的な是正命令（公取委からの措置請求が可能）**について規定
- 3. 共同経営（カルテル）の認可等**
 - 主務大臣の認可を受けて行う**地域基盤企業（乗合バス）等の共同経営には独禁法を適用しない**旨規定
 - 申請者による**共同経営計画**の提出、主務大臣の**認可基準、公取委との協議**について規定
 - 主務大臣による**事後的な是正命令（公取委からの措置請求が可能）**について規定
- 4. 雑則・罰則** - 主務大臣（乗合バス→国土交通大臣、地銀→内閣総理大臣）、是正命令違反への罰則等を規定
- 5. 附則** - **10年以内に本法を廃止するものとする**旨を規定

特例法案における合併等の適用除外スキーム（案）

1. 事業者による申請・基盤的サービス維持計画の提出

- **合併等**（合併、持株会社の設立、株式取得等）の認可を受けようとする**地域基盤企業**（地銀、乗合バス事業者）は、**基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出**。

記載事項： ①地域基盤企業に関する事項、②合併等の種別、③合併等を通じた**事業の改善に資する方策**、④事業の改善に応じた**基盤的サービス維持及び地域経済活性化に資する方策**、⑤計画の実施期間、⑥その他必要な事項

- **主務大臣は**、合併等を通じた競争の制限により、**正当な事由のない基盤的サービスの価格の上昇等が生じ得ると認めるときは**、当該基盤的サービスの**価格の上昇等の防止に資する方策の記載を追加して求める**ことができる。

2. 主務大臣による合併等の認可（※）

※ 認可に際し、主務大臣は**公取委に協議しなければならない**。

- ① 地域において、人口減少等による**基盤的サービスに対する持続的な需要の減少が見込まれる状況**にあり、その結果、地域基盤企業が**基盤的サービスの提供を将来にわたって持続的に行うことが困難となるおそれがあること**。
- ② 合併等を行う地域基盤企業のうち一つが、**基盤的サービスに係る採算**（基盤的サービスを提供する利用者全体に関するもの）を**とることが継続的に困難な状況**にあると考えられること。

サービス維持のための限定的なケースで独禁法を適用除外

- ③ 地域基盤企業の**事業が相当程度改善**すると見込まれること。
- ④ 事業の改善に応じた**地域での基盤的サービスの維持及び地域経済の活性化が見込まれ**、かつ、競争の制限により**正当な事由のない基盤的サービスの価格の上昇等が生じるとは見込まれないこと**によって、**合併等が利用者の利益の増進に資すると認められる**ものであること。

3. 事後の監督

- 主務大臣は、要件に適合するものでなくなったと認めるときは、**是正命令**。

主務官庁と公取委の協議・連携（事務プロセス）

- ① **主務官庁**（国交省・金融庁）が、**地域基盤企業**からの申請（「**基盤的サービス維持計画**」）に基づき、前頁の**各要件への適合性を審査・確認**（申請があった時点で公取委に通知）。→ 適合しない場合は、認可申請を却下。
- ② **主務官庁が、各要件への適合性に関する意見を付して、公取委に対して協議書を送付**
（必要に応じ、正式協議の前の時点で主務官庁と公取委で情報・意見交換を実施）。
- ③ **公取委は、主務官庁に対して協議への意見を送付**。合併等が利用者の利益に資するかどうかについては、主務官庁及び公取委が**それぞれの知見・専門性**に基づいて、
 - ・ **主務官庁が、地域での基盤的サービスの維持及び地域経済の活性化が見込まれるかどうかの観点**を中心に、
 - ・ **公取委が、競争の実質的な制限により正当な事由のない価格の上昇**（例えば、中小企業向け貸出における貸出金利の上昇）**等が生じ得るかどうかの観点**を中心に、それぞれ判断を行う方向とする（それ以外についても、必要に応じ意見表明）。
- ④ **主務官庁は、価格の上昇等を中心とした公取委の意見を尊重し、**
 - ・ **公取委から懸念が表明された場合には、認可申請を却下**するか、又は、
 - ・ 必要に応じ、**地域基盤企業に価格の上昇等の防止策（※）を求めた上で、再度各号への適合性を審査し、合併等を認可**。

※ 一例として、地銀の融資審査時における「**正当な理由なく金利スプレッドが上昇しないことの確認**」等

- － 公取委及び主務官庁は、相互に審査・意見についての具体的根拠（信用不安に繋がりがかねない機微情報等を除く。）の説明を求めることができる。

特例法案における共同経営（カルテル）の適用除外スキーム（案）

適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

- ① 利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定等
 - **定額制乗り放題** 等
- ② 輸送需要・地理的条件等を勘案した、路線・運行系統の共同・分担運行等
 - **「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編** 等
- ③ 一定の規則による運行回数・運行時刻の設定
 - **等間隔運行、パターンダイヤ** 等

※ その他①～③と類似の行為

⇒これら行為に必要な**共同経営（運賃プールを含む。）**の実施に係る行為については**独禁法を適用除外**

1. 事業者による申請・共同経営計画の提出

- **共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等**（乗合バス・競合の公共交通事業者）は、あらかじめ**法定協議会**（※）の承認を受けた**共同経営計画を主務大臣に提出**。
※地域公共交通活性化再生法の法定協議会

記載事項： ①地域基盤企業に関する事項、②対象の区域・路線等、③共同経営の内容等、④**運賃プール**に関する事項、⑤共同経営の**目標（収支、人員、車両等の改善効果）**、⑥実施期間、⑦**法定協議会**の名称、⑧その他必要な事項

2. 主務大臣による共同経営の認可（※） ※ 認可に際し、主務大臣は**公取委に協議しなければならない**。

- ① 基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれる**こと。
- ② **不採算路線を含む地域公共交通**について事業の改善に応じた**維持が図られることが見込まれ**、かつ、**利用者の利益を不当に害さないと見込まれること**によって、**共同経営が利用者の利益の増進に資すると認められる**ものであること。
- ③ **地域公共交通活性化再生法の基本方針、地域の交通に関する計画に照らし、適切**なものであること。 等

3. 事後の監督

- 主務大臣は、要件に適合するものでなくなったと認めるときは、**是正命令**。